

重度心身障害者福祉医療費受給者証の更新

重度心身障害者福祉医療費の適用を受けている方は、現在お持ちの受給者証の有効期限が平成27年9月30日となっているため、更新手続きが必要です(一部の方を除く)。

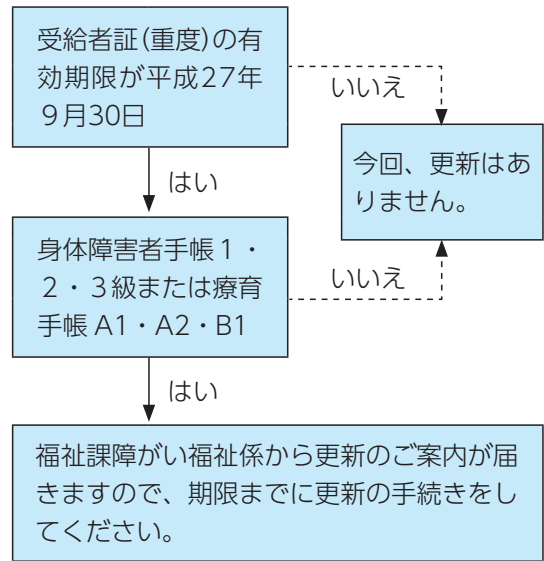
更新手続きが必要な方には、8月上旬にご案内と更新書類をお送りしますので、**8月31日(月)までに**必要書類(案内に記載)を福祉課障がい福祉係へ返送してください。更新手続きがお済みの方には、9月10日(木)ごろから新しい受給者証をお送りする予定です。

期限までに更新手続きをしなかった場合、医療費の助成ができない期間が発生してしまいますので、お早めに更新手続きをしてください。8月10日(月)までに案内が届いていない方は、問い合わせください。

※精神障害者保健福祉手帳のみをお持ちの方は、今回の更新の対象ではありません。

☎ 福祉課 (内線167)

更新の対象者



介護保険サービス利用料の自己負担額の変更に伴い 介護保険負担割合証を送付します

平成27年8月から、一定以上の所得がある方は、介護保険サービス利用料の自己負担額が2割に変更されます。

この改正に伴い「介護保険負担割合証」を介護認定者全員に7月末までに送付します。自身の負担割合を必ず確認してください。

8月以降、介護サービスを利用する際は、負担割合証の事業者への提示が必要ですのでご注意ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日 27年7月27日	
番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	土岐市土岐津町土岐口2101番地
フリガナ	トキシ タロウ
氏名	土岐市 太郎
生年月日	明治・大正・昭和〇年〇月〇日 性別 男・女
利用者負担の割合	適用期間
2割	開始年月日 平成27年8月1日
	終了年月日 平成28年7月31日
割	開始年月日 平成 年 月 日
	終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	2 1 2 1 2 6

負担割合(1割または2割)が記載されています。

☎ 高齢介護課 (内線157)

市政に関する意見・提案をお寄せください 市民の声

市では、市民の皆さんの市政に対する意見や提案などを市ホームページ「トップページ」>「ご意見・ご提案」>「市民の声」で募集しています。今後の市政運営の参考といたしますので、下図のとおり入力フォームから問い合わせください。

また、例えば道路の舗装や側溝の修繕の要望などに際し、該当箇所などの画像ファイルを添付する場合は、フォームを使用せずkoho@city.tokig.jpまでメールを送信してください。

ファイルを添付したメールを送信したい場合

下記のフォームを使用せずにkoho@city.tokig.jpまでメールを送信してください。

あなたの情報を入力してください

(ご入力された情報は、「ご意見・ご要望」メールに関する連絡用として使用し、

送信先 送信したい部署を選択してください。
※必須入力

Eメールアドレス 半角英数字で正確にご入力ください。例:t

お名前 例:土岐市 太郎

☎ 秘書広報課広報広聴係 (内線185)